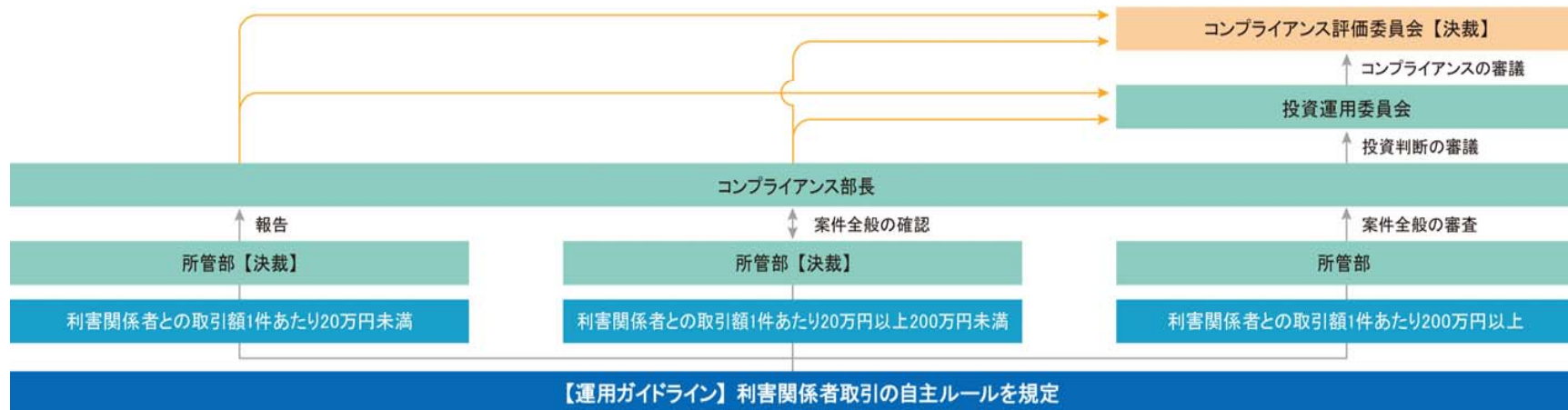


CSRへの取り組み(1/3)

コーポレートガバナンス

■運用ガイドライン／業務分掌・職務権限規程(利害関係者取引判断における自主ルール)

→ 3ヶ月に1回以上報告



対象期間(2011年9月1日～2012年2月29日)において、コンプライアンス評価委員会を7回開催

I. 対象期間における主な審議事項

① Aqualia 警固及び Aqualia 千早の購入

鑑定評価書、各種レポート等を精査し、その意思決定に関するプロセス・結論について、法令及び社内ルールに照らして問題ない(以下、単に「コンプライアンス上問題ない」と記載)旨の決議

② 保有する各物件の工事等に係る利害関係者への発注

発注の必要性発注金額等について、相見積りや第三者レポート等を参考に、コンプライアンス上問題ない旨の決議

③ 保有物件(駐車場)の利害関係者への賃貸

施設の運用状況、使用目的、賃料条件等を考慮し、コンプライアンス上問題ない旨の決議

④ 保有物件における新規テナント導入に伴う既存テナントの契約変更

契約変更の経緯、新規契約条件等を総合的に考慮して、コンプライアンス上問題ない旨の決議

II. 対象期間におけるその他の審議事項

- 保有物件の敷金の取扱いに関する合意書の締結
- 保有物件におけるテナント賃貸借契約の合意解約以上、コンプライアンス上問題ない旨の決議